

【概要版】資源物とごみの分け方・出し方

◎主に集積所回収の内容になります。◎事業所のごみは出せません。
◎年末年始を除き、収集日が祝日も通常どおりの収集を行います。

1～10 資源物 1～8 は月2回収集, 9 は月4回収集(第5週目の収集はありません), 10 は拠点回収

資源物A: □回目と□回目の□曜日 資源物B: □回目と□回目の□曜日 プラ: 1回目から4回目の□曜日 ← □の空白の枠の中に自分のエリアの対象日を記入(他も同)

紙類

1 新聞紙

●新聞紙のみ

※広告紙は「資源物A(3)その他の紙類」で出してください。

2 ダンボール

●ダンボールのみ(断面が波状のもの)

※1枚でも縛ってください
※1m×1m以内にたたんでください。

3 その他の紙類

●雑誌、書籍、広告紙、紙袋、ボール紙、ノート、パンフレットなど

※小さな紙類は、散乱しないように雑誌などにはさんでください。

4 紙パック

●牛乳やジュースなどの飲料の紙パック(内側が白く、アルミが貼られていないもの)

※中を軽くすすぎ、切り開いて乾かしてください。
※プラスチック製の注ぎ口は取り除いてください。
※雨の日には出さないでください。

このマークが分別の目印!

資源物A

5 布類

●布地で木綿、絹、麻、ウール(毛布、セーター、じゅうたん、カーペットを除く。)などが素材のもの、ポリエステルなどが混紡されているもの

(例) ワイシャツ、ブラウス、スーツ、ジーンズ、着物、シーツ、タオルなど

6 びん・缶類

●飲料食品が入っていたびんや缶

※びんは一升びんのおおきさまで、缶は一斗缶より小さいもの

(例) ジュース缶、ビールびん、菓子缶、缶詰の缶、ペットフードの缶など

資源物B

7 ペットボトル

●ペットボトルの識別マークがある飲料や調味料が入っていたもの

(例) 飲料、酒類、醤油など 透明のもの

※キャップとラベルを外して、中を軽くすすぎ、つぶしてください。(縦につぶさないでください。)

8 白色トレイ

●肉や魚、惣菜などに使われる色や模様のない白く平らな食品トレイ

※白色トレイは簡単に爪楊枝がささりませう。
※軽くすすぎ、乾かしてください。

プラ

9 プラスチック製容器包装

●商品の中身を出したり食べたりして不要になるプラスチック製の容器や包装

(例) 弁当などの容器、鮮魚食品などの色トレイ、発泡スチロール、菓子類の袋、シャンプー・洗剤などの詰め替えパック

※1～2週間おいても腐敗などによるにおいが出ない程度を目安に、中の汚れを取ってください。
※プラスチック製容器包装に貼られているラベルシールがはがしにくい場合は、そのままでも結構です。(食品の包装用ラップに貼られているラベルなど)

資源物A

10 小型家電

●回収対象(14品目) ※対象品目以外のは入れないでください。

携帯電話、スマートフォン、タブレット型端末、電子辞書、電子手帳、外付けハードディスクドライブ、携帯音楽プレーヤー(CD、MD含む)、ビデオカメラ、デジタルカメラ、携帯型ゲーム機、携帯型カーナビ、ICレコーダー、電気コード、ACアダプター

※個人情報は必ず消去してください。
※電池類は外してください。
※一度回収ボックスに入れたものは、原則として返却できません。

燃えるごみ

11 燃えるごみ 週2回収集 毎週□・□曜日

袋に入らなな大きさのもの

市の指定する黄色の燃えるごみ収集袋に入れて出してください。

袋の大きさ	改定まで	令和8年4月以降
10ℓ	100円	100円
20ℓ	150円	200円(+50円)
30ℓ	200円	300円
45ℓ	300円	450円(+150円)

燃えないごみ

12 燃えないごみ 月2回収集 □回目と□回目の□曜日

袋に入らなな大きさのもの

市の指定する水色の燃えないごみ収集袋に入れて出してください。

袋の大きさ	改定まで	令和8年4月以降
10ℓ	100円	100円
20ℓ	150円	200円(+50円)
45ℓ	300円	450円(+150円)

有害ごみ

13 乾電池

●乾電池のみ(ボタン電池を含む)

※各出張所・市民センターに設置している回収箱に出すことができます。

◆乾電池として収集できないもの
・充電式電池(リチウムイオン電池、ニッケル水素電池、ニカド電池など) → 下記16の方法で出してください。

有害ごみ

14 蛍光管、水銀体温計

●蛍光管(電球型・直管型・環型・コンパクト型など)

●水銀体温計 ●水銀血圧計

※蛍光管の見分け方
型番が「E F」または「F」で始まるものが有害ごみ

◆蛍光管として収集できないもの
・白熱電球、グローランプ、LED蛍光管、LED電球(型番が「E F」以外で始まるもの) → 12 燃えないごみへ

有害ごみ

15 スプレー缶、カセットボンベ、ガスライター

●スプレー缶
●カセットボンベ
●ガスライター

※スプレー缶、カセットボンベは中身を切り取ってください。穴開けは不要です。
※使い切りライターは、ガス抜きをしてから出してください。

粗大ごみ

17 粗大ごみ (1) 戸別収集を依頼 または (2) 市清掃工場へ持込み

●以下の基準を満たす家庭ごみ(集積所収集できないもので、市清掃工場で処理可能なものに限ります。)

大きさ: 集積所で収集できる大きさ(1m×50cm×50cm)を超える
大きさで、1辺の長さの最長が3m以内、3辺(長さ・幅・高さ)の合計の長さが5m以内
重さ: 50kgまで

※自転車は令和8年4月から ※大きさに関わらず、回転式、電子レンジ、オープンレンジは、「粗大ごみ」扱いになります。

出し方 ○下記(1)または(2)のいずれかの方法で処分してください。

(1) 戸別収集を依頼(事前申請)

【戸別収集は、一世帯あたり月に1回、5個を限度】
・コールセンター(☎029-350-8101)に電話し、申込みをする。
受付時間: 月～金曜日(8:30～12:00, 13:00～17:00)
休日: 土日、年末年始

・粗大ごみ処理券取扱店において処理券を購入する。
・処理券に受付番号・氏名を記入し、粗大ごみの見やすいところに貼り付ける。
・コールセンターがお伝えした日の午前8時までに、玄関先など敷地内の道路に面した場所(集合住宅の場合は、1階の共有玄関前など)に粗大ごみを出す。

(2) 市清掃工場へ持込み(左記「ごみの持ち込み」参照)

◆粗大ごみとして収集できないもの
・集積所で収集できるもの → 品目ごとに分別し、集積所に出してください。
・市清掃工場で処理できないもの → 保存版「資源物とごみの分け方・出し方」や市ホームページを参照の上、適切に処分してください。
・排出場所(敷地内の道路に面した場所)まで運び出せないもの → 市ホームページ掲載の水戸市一般廃棄物収集運搬業許可業者にご相談ください。

燃えるごみ

11 燃えるごみ 週2回収集 毎週□・□曜日

袋に入らなな大きさのもの

市の指定する黄色の燃えるごみ収集袋に入れて出してください。

袋の大きさ	改定まで	令和8年4月以降
10ℓ	100円	100円
20ℓ	150円	200円(+50円)
30ℓ	200円	300円
45ℓ	300円	450円(+150円)

燃えないごみ

12 燃えないごみ 月2回収集 □回目と□回目の□曜日

袋に入らなな大きさのもの

市の指定する水色の燃えないごみ収集袋に入れて出してください。

袋の大きさ	改定まで	令和8年4月以降
10ℓ	100円	100円
20ℓ	150円	200円(+50円)
45ℓ	300円	450円(+150円)

有害ごみ

13 乾電池

●乾電池のみ(ボタン電池を含む)

※各出張所・市民センターに設置している回収箱に出すことができます。

◆乾電池として収集できないもの
・充電式電池(リチウムイオン電池、ニッケル水素電池、ニカド電池など) → 下記16の方法で出してください。

有害ごみ

14 蛍光管、水銀体温計

●蛍光管(電球型・直管型・環型・コンパクト型など)

●水銀体温計 ●水銀血圧計

※蛍光管の見分け方
型番が「E F」または「F」で始まるものが有害ごみ

◆蛍光管として収集できないもの
・白熱電球、グローランプ、LED蛍光管、LED電球(型番が「E F」以外で始まるもの) → 12 燃えないごみへ

有害ごみ

15 スプレー缶、カセットボンベ、ガスライター

●スプレー缶
●カセットボンベ
●ガスライター

※スプレー缶、カセットボンベは中身を切り取ってください。穴開けは不要です。
※使い切りライターは、ガス抜きをしてから出してください。

粗大ごみ

17 粗大ごみ (1) 戸別収集を依頼 または (2) 市清掃工場へ持込み

●以下の基準を満たす家庭ごみ(集積所収集できないもので、市清掃工場で処理可能なものに限ります。)

大きさ: 集積所で収集できる大きさ(1m×50cm×50cm)を超える
大きさで、1辺の長さの最長が3m以内、3辺(長さ・幅・高さ)の合計の長さが5m以内
重さ: 50kgまで

※自転車は令和8年4月から ※大きさに関わらず、回転式、電子レンジ、オープンレンジは、「粗大ごみ」扱いになります。

出し方 ○下記(1)または(2)のいずれかの方法で処分してください。

(1) 戸別収集を依頼(事前申請)

【戸別収集は、一世帯あたり月に1回、5個を限度】
・コールセンター(☎029-350-8101)に電話し、申込みをする。
受付時間: 月～金曜日(8:30～12:00, 13:00～17:00)
休日: 土日、年末年始

・粗大ごみ処理券取扱店において処理券を購入する。
・処理券に受付番号・氏名を記入し、粗大ごみの見やすいところに貼り付ける。
・コールセンターがお伝えした日の午前8時までに、玄関先など敷地内の道路に面した場所(集合住宅の場合は、1階の共有玄関前など)に粗大ごみを出す。

(2) 市清掃工場へ持込み(左記「ごみの持ち込み」参照)

◆粗大ごみとして収集できないもの
・集積所で収集できるもの → 品目ごとに分別し、集積所に出してください。
・市清掃工場で処理できないもの → 保存版「資源物とごみの分け方・出し方」や市ホームページを参照の上、適切に処分してください。
・排出場所(敷地内の道路に面した場所)まで運び出せないもの → 市ホームページ掲載の水戸市一般廃棄物収集運搬業許可業者にご相談ください。

ごみの分別について → ごみ減量課 ☎(029)232-9114
収集、集積所について → 清掃事務所 ☎(029)297-5821
ごみに関するお問合せは、ナビダイヤル(0570-039-530)も便利です。

町名別収集日一覧表

資源物やごみを出す時間は、全地区において収集日当日の**午前8時まで**です。

資源物A：紙類、布類、びん・缶類
 プラ：プラスチック製容器包装

資源物B：ペットボトル、白色トレイ
 有害ごみ：乾電池、蛍光管・水銀体温計、スプレー缶・カセットボンベ・ガスライター

分別地区	町名	収集日				
		燃えるごみ	燃えないごみ	資源物A	資源物B 有害ごみ	プラ
あ	青柳町	月・木	1・3水	1・3火	2・4火	1~4火
	赤尾関町	火・金	2・4金	1・3水	2・4水	1~4水
	赤塚1~2丁目	月・木	1・3水	2・4金	1・3金	1~4金
	秋成町	火・金	1・3月	1・3水	2・4水	1~4水
	坪大野	火・金	2・4水	1・3水	2・4水	1~4水
	曙町	月・木	1・3水	2・4水	1・3水	1~4水
	朝日町	火・金	2・4水	1・3水	2・4水	1~4水
	愛宕町(北側の一部)	月・木	1・3水	2・4火	1・3火	1~4火
	愛宕町(北側の一部以外)	月・木	1・3水	2・4水	1・3水	1~4水
	木葉下町	月・木	1・3水	2・4火	1・3火	1~4火
い	有賀町	月・木	1・3金	1・3火	2・4火	1~4火
	飯島町	火・金	2・4水	2・4木	1・3木	1~4木
	飯富町	月・木	1・3水	2・4火	1・3火	1~4火
	石川1丁目(堀原小学校区)	月・木	1・3水	2・4水	1・3水	1~4水
	石川1丁目(石川小学校区)	月・木	1・3水	2・4金	1・3金	1~4金
	石川2~4丁目	月・木	1・3水	2・4金	1・3金	1~4金
	石川町	月・木	1・3水	2・4金	1・3金	1~4金
	泉町1~3丁目	月・木	1・3水	1・3金	2・4金	1~4金
	岩根町	月・木	1・3水	2・4火	1・3火	1~4火
	牛伏町	月・木	1・3金	1・3火	2・4火	1~4火
う	内原1~2丁目	月・木	1・3金	1・3水	2・4水	1~4水
	内原町	月・木	1・3金	1・3水	2・4水	1~4水
	大串町(下大野小学校区)	月・木	1・3月	2・4水	1・3水	1~4水
	大串町(大串団地)	火・金	1・3月	1・3水	2・4水	1~4水
	大串町(稲荷第一小学校区大串団地以外)	月・木	1・3月	1・3水	2・4水	1~4水
	大足町	月・木	1・3金	1・3火	2・4火	1~4火
	大塚町(常磐線北側)	月・木	1・3水	2・4火	1・3火	1~4火
	大塚町(常磐線南側)	火・金	2・4水	2・4木	1・3木	1~4木
	大場町(沼沼台団地、島)	火・金	1・3月	1・3水	2・4水	1~4水
	大場町(沼沼台団地、島以外)	月・木	1・3月	1・3水	2・4水	1~4水
お	大町1~2丁目	月・木	1・3水	1・3火	2・4火	1~4火
	大町3丁目(三の丸小学校区)	月・木	1・3水	1・3火	2・4火	1~4火
	大町3丁目(五軒小学校区)	月・木	1・3水	1・3金	2・4金	1~4金
	小原町	月・木	1・3金	1・3火	2・4火	1~4火
	加倉井町	月・木	1・3水	2・4火	1・3火	1~4火
	笠原町(寿小学校区)	火・金	2・4水	2・4月	1・3月	1~4月
	笠原町(笠原小学校区)	火・金	2・4水	1・3月	2・4月	1~4月
	金谷町	月・木	1・3水	2・4火	1・3火	1~4火
	金町1~3丁目	月・木	1・3水	1・3金	2・4金	1~4金
	上河内町	月・木	1・3水	1・3火	2・4火	1~4火
か	上国井町	月・木	1・3水	1・3火	2・4火	1~4火
	上水戸1~4丁目	月・木	1・3水	2・4水	1・3水	1~4水
	菅場町	火・金	2・4水	2・4木	1・3木	1~4木
	川又町	火・金	1・3月	2・4水	1・3水	1~4水
	瓦谷	火・金	2・4水	1・3水	2・4水	1~4水
	河和田1~3丁目	火・金	2・4水	2・4木	1・3木	1~4木
	河和田町	火・金	2・4水	2・4木	1・3木	1~4木
	北見町	月・木	1・3水	1・3火	2・4火	1~4火
	栗崎町(国道51号北側)	火・金	1・3月	2・4水	1・3水	1~4水
	栗崎町(国道51号南側)	月・木	1・3月	2・4水	1・3水	1~4水
け	黒磯町	月・木	1・3金	1・3火	2・4火	1~4火
	けやき台1~3丁目	火・金	2・4水	1・3月	2・4月	1~4月
	小泉町	火・金	1・3月	2・4水	1・3水	1~4水
	鯉淵町(鯉淵小学校区)	火・金	2・4金	1・3水	2・4木	1~4木
	鯉淵町(内原小学校区)	火・金	2・4金	1・3水	2・4水	1~4水
	小林町(鯉淵小学校区)	火・金	2・4金	1・3水	2・4木	1~4木
	小林町(内原小学校区)	火・金	2・4金	1・3水	2・4水	1~4水
	小吹町	火・金	2・4水	2・4月	1・3月	1~4月
	粕屋町	火・金	2・4水	1・3水	2・4水	1~4水
	五軒町1~3丁目	月・木	1・3水	1・3金	2・4金	1~4金
さ	五平町	火・金	2・4金	1・3水	2・4木	1~4木
	栄町1~2丁目	月・木	1・3水	1・3金	2・4金	1~4金
	酒門町(浜田小学校区)	火・金	2・4水	1・3水	2・4水	1~4水
	酒門町(酒門・吉沢小学校区)	火・金	2・4水	1・3月	2・4月	1~4月
	柵町1~3丁目	火・金	2・4水	1・3水	2・4水	1~4水
	桜川1~2丁目	火・金	2・4水	1・3水	2・4水	1~4水
	三の丸1~3丁目	月・木	1・3水	1・3火	2・4火	1~4火
	塩崎町(国道51号北側)	火・金	1・3月	2・4水	1・3水	1~4水
	塩崎町(国道51号南側)	月・木	1・3月	2・4水	1・3水	1~4水
	洗井町	火・金	2・4水	1・3水	2・4水	1~4水
し	島田町	火・金	1・3月	1・3水	2・4水	1~4水
	下野町	火・金	1・3月	1・3水	2・4水	1~4水
	下大野町	火・金	1・3月	2・4水	1・3水	1~4水
	下国井町	月・木	1・3水	1・3火	2・4火	1~4火

分別地区	町名	収集日					
		燃えるごみ	燃えないごみ	資源物A	資源物B 有害ごみ	プラ	
下	下野町	火・金	2・4金	1・3水	2・4木	1~4木	
	白梅1丁目	火・金	2・4水	1・3水	2・4木	1~4木	
	白梅2丁目(浜田小学校区)	火・金	2・4水	1・3水	2・4水	1~4水	
	白梅2丁目(千波小学校区)	火・金	2・4水	1・3水	2・4木	1~4木	
	白梅3~4丁目	火・金	2・4水	1・3水	2・4水	1~4水	
	新荘1~3丁目	月・木	1・3水	1・3金	2・4金	1~4金	
	新原1~2丁目	月・木	1・3水	2・4水	1・3水	1~4水	
	自由が丘(1~6番)	月・木	1・3水	2・4水	1・3水	1~4水	
	自由が丘(7,8番)	火・金	2・4水	2・4木	1・3木	1~4木	
	城東1~5丁目	月・木	1・3水	1・3火	2・4火	1~4火	
水	城南1丁目	火・金	2・4水	1・3水	2・4木	1~4木	
	城南2~3丁目	火・金	2・4水	1・3水	2・4水	1~4水	
	水府町	月・木	1・3水	1・3火	2・4火	1~4火	
	末広町1~2丁目	月・木	1・3水	1・3金	2・4金	1~4金	
	末広町3丁目(新荘小学校区)	月・木	1・3水	1・3金	2・4金	1~4金	
	末広町3丁目(常磐小学校区)	月・木	1・3水	2・4水	1・3水	1~4水	
	杉崎町	月・木	1・3金	1・3火	2・4火	1~4火	
	住吉町(吉田小学校区)	火・金	2・4水	1・3水	2・4木	1~4木	
	住吉町(吉沢小学校区)	火・金	2・4水	1・3月	2・4月	1~4月	
	千波町(千波小学校区)	火・金	2・4水	1・3水	2・4木	1~4木	
千	千波町(緑岡小学校区)	火・金	2・4水	2・4月	1・3月	1~4月	
	高田町	火・金	2・4金	1・3水	2・4木	1~4木	
	田島町	月・木	1・3金	1・3火	2・4火	1~4火	
	田野町	月・木	1・3水	2・4火	1・3火	1~4火	
	田谷町	月・木	1・3水	1・3火	2・4火	1~4火	
	大工町1~2丁目	月・木	1・3水	1・3金	2・4金	1~4金	
	大工町3丁目(新荘小学校区)	月・木	1・3水	1・3金	2・4金	1~4金	
	大工町3丁目(常磐小学校区)	月・木	1・3水	2・4水	1・3水	1~4水	
	ちとせ1丁目	月・木	1・3水	2・4水	1・3水	1~4水	
	ちとせ2丁目(常磐小学校区)	月・木	1・3水	2・4水	1・3水	1~4水	
ち	ちとせ2丁目(渡里小学校区)	月・木	1・3水	2・4火	1・3火	1~4火	
	中央1~2丁目	火・金	2・4水	1・3水	2・4木	1~4木	
	つ築地町	火・金	2・4金	1・3水	2・4水	1~4水	
	て天王町	月・木	1・3水	1・3金	2・4金	1~4金	
	東	東野町(寿小学校区)	火・金	2・4水	2・4月	1・3月	1~4月
		東野町(笠原・吉沢小学校区)	火・金	2・4水	1・3月	2・4月	1~4月
		東前1~3丁目	火・金	1・3月	1・3水	2・4水	1~4水
		東前町(下の内地区の一部の国道51号南側)	月・木	1・3月	2・4水	1・3水	1~4水
		東前町(下の内地区の一部の国道51号北側)	火・金	1・3月	2・4水	1・3水	1~4水
		東前町(下の内地区の一部以外)	火・金	1・3月	1・3水	2・4水	1~4水
常磐町1~2丁目		月・木	1・3水	1・3金	2・4金	1~4金	
中大野		火・金	2・4水	1・3水	2・4水	1~4水	
中河内町		月・木	1・3水	1・3火	2・4火	1~4火	
中原町		月・木	1・3金	1・3火	2・4火	1~4火	
な	中丸町	月・木	1・3水	2・4金	1・3金	1~4金	
	成沢町	月・木	1・3水	2・4火	1・3火	1~4火	
	西大野	火・金	2・4水	1・3水	2・4水	1~4水	
	西原1~3丁目	月・木	1・3水	2・4水	1・3水	1~4水	
	根本1~4丁目(三の丸小学校区)	月・木	1・3水	1・3火	2・4火	1~4火	
	根本1~4丁目(五軒小学校区)	月・木	1・3水	1・3金	2・4金	1~4金	
	袴塚1~3丁目	月・木	1・3水	2・4水	1・3水	1~4水	
	八幡町	月・木	1・3水	1・3金	2・4金	1~4金	
	浜田1~2丁目	火・金	2・4水	1・3水	2・4水	1~4水	
	浜田町	火・金	2・4水	1・3水	2・4水	1~4水	
は	梅香1丁目(三の丸小学校区)	月・木	1・3水	1・3火	2・4火	1~4火	
	梅香1丁目(五軒小学校区)	月・木	1・3水	1・3金	2・4金	1~4金	
	梅香2丁目	月・木	1・3水	1・3火	2・4火	1~4火	
	東赤塚	月・木	1・3水	2・4金	1・3金	1~4金	
	東大野	火・金	2・4水	1・3水	2・4水	1~4水	
	東桜川	火・金	2・4水	1・3水	2・4水	1~4水	
	東台1~2丁目	火・金	2・4水	1・3水	2・4水	1~4水	
	東原1丁目(常磐小学校区)	月・木	1・3水	2・4水	1・3水	1~4水	
	東原1丁目(新荘小学校区)	月・木	1・3水	1・3金	2・4金	1~4金	
	東原2~3丁目	月・木	1・3水	2・4水	1・3水	1~4水	
ひ	姫子1~2丁目	火・金	2・4水	2・4木	1・3木	1~4木	
	開江町	月・木	1・3水	2・4金	1・3金	1~4金	
	平須町	火・金	2・4水	2・4月	1・3月	1~4月	
	平戸町	火・金	1・3月	2・4水	1・3水	1~4水	
	備前町	月・木	1・3水	1・3金	2・4金	1~4金	
	藤井町	月・木	1・3水	2・4火	1・3火	1~4火	
	藤が原1~3丁目	月・木	1・3水	2・4火	1・3火	1~4火	
	藤柄町	火・金	2・4水	1・3水	2・4水	1~4水	
	双葉台1~5丁目	月・木	1・3水	2・4金	1・3金	1~4金	

分別地区	町名	収集日				
		燃えるごみ	燃えないごみ	資源物A	資源物B 有害ごみ	プラ
ふ	文京1丁目(常磐小学校区)	月・木	1・3水	2・4水	1・3水	1~4水
	文京1丁目(渡里小学校区)	月・木	1・3水	2・4火	1・3火	1~4火
	文京2丁目	月・木	1・3水	2・4火	1・3火	1~4火
	堀町(石川小学校区)	月・木	1・3水	2・4金	1・3金	1~4金
	堀町(堀原小学校区)	月・木	1・3水	2・4水	1・3水	1~4水
	堀町(渡里小学校区)	月・木	1・3水	2・4火	1・3火	1~4火
	本町1~3丁目	火・金	2・4水	1・3水	2・4水	1~4水
	全隈町	月・木	1・3水	2・4火	1・3火	1~4火
	松が丘1丁目(1~6番)	月・木	1・3水	2・4水	1・3水	1~4水
	松が丘2丁目(7番)	火・金	2・4水	2・4木	1・3木	1~4木
ま	松が丘2丁目	月・木	1・3水	2・4水	1・3水	1~4水
	松本町	月・木	1・3水	1・3金	2・4金	1~4金
	見川1~5丁目	火・金	2・4水	2・4月	1・3月	1~4月
	見川町	火・金	2・4水	2・4月	1・3月	1~4月
	緑町1丁目	月・木	1・3水	1・3金	2・4金	1~4金
	緑町2丁目(新荘小学校区)	月・木	1・3水	1・3金	2・4金	1~4金
	緑町2丁目(常磐小学校区)	月・木	1・3水	2・4水	1・3水	1~4水
	緑町3丁目(常磐線北側)	月・木	1・3水	2・4水	1・3水	1~4水
	緑町3丁目(常磐線南側)	火・金	2・4水	2・4木	1・3木	1~4木
	南町1~2丁目	月・木	1・3水	1・3火	2・4火	1~4火
み	南町3丁目(三の丸(5,6番)・五軒小学校区)	月・木	1・3水	1・3金	2・4金	1~4金
	南町3丁目(三の丸小学校区(5,6番)以外)	月・木	1・3水	1・3火	2・4火	1~4火
	三野輪町	月・木	1・3金	1・3火	2・4火	1~4火
	宮内町	火・金	2・4水	1・3水	2・4水	1~4水
	宮町1丁目(常磐線北側)	月・木	1・3水	1・3火	2・4火	1~4火
	宮町1丁目(常磐線南側)	火・金	2・4水	1・3水	2・4水	1~4水
	宮町2~3丁目	月・木	1・3水	1・3火	2・4火	1~4火
	三湯町(常磐線北側)	月・木	1・3金	1・3火	2・4火	1~4火
	三湯町(常磐線南側)	火・金	2・4金	1・3水	2・4水	1~4水
	見和1~3丁目	火・金	2・4水	2・4木	1・3木	1~4木
元	元石川町	火・金	2・4水	1・3月	2・4月	1~4月
	元台町	火・金	2・4水	1・3水	2・4水	1~4水
	元山町1~2丁目	月・木	1・3水	1・3金	2・4金	1~4金
	元吉田町(浜田(2530~2539-41)・千波・吉田小学校区)	火・金	2・4水	1・3水	2・4水	1~4水
	元吉田町(浜田(2530~2539-41)・千波・吉田小学校区以外)	火・金	2・4水	1・3水	2・4水	1~4水
	元吉田町(吉沢・酒門小学校区)	火・金	2・4水	1・3月	2・4月	1~4月
	森戸町	火・金	1・3月	1・3水	2・4水	1~4水
	谷田町	火・金	2・4水	1・3水	2・4水	1~4水
	谷津町	月・木	1・3水	2・4火	1・3火	1~4火
	柳河町	月・木	1・3水	1・3火	2・4火	1~4火
や	柳町1~2丁目	火・金	2・4水	1・3水	2・4水	1~4水
	百合が丘町	月・木	1・3月	2・4水	1・3水	1~4水
	吉沢町(吉沢小学校区)	火・金	2・4水	1・3月	2・4月	1~4月
	吉沢町					